令和２年第６回山鹿市農業委員会総会議事録

令和２年６月８日(月)　13時30分から14時31分　山鹿市役所　4階　401会議室

１．本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番　竹下　輝明 2番　下田　幸夫 3番　稲葉　和弘 4番　森　　利光

5番　廣松　久喜 6番　長曽我部徹　 　7番　米岡　一利 8番　若杉　史

9番　栗原　政数 10番　阿蘇品幸博 11番　守川　千穂 12番 廣田 幸德

13番 隈部　誠一　 14番　坂本　照子

２．総会への欠席委員は次のとおりである。

０名

３．説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤　高治　　農政係長：一法師　進　　農地調整係長：坂口　美治

主任：山口　儀一郎 　主任主事：北原　薫

４．議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

　　０名

５．議題

議案第39号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請

議案第40号　農地法第５条の規定による許可取消

議案第41号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請

議案第42号　農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請

議案第43号　農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転

議案第44号　農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）

議案第45号　農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転

報告第10号　農地法第3条第3の規定による届出

**１．開　会**

**○副会長（隈部誠一君）**

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

**○事務局長（堤高治君）**

皆さんこんにちは、農業委員総数14名のうち、14名全員が出席されております。山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会は成立しております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**２．会長挨拶**

**○事務局長（堤高治君）**

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

**○会長（坂本照子君）**

（挨拶）

ただ今から、令和２年第6回総会を開会致します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**３．議事録署名委員の指名**

**○議長（坂本照子君）**

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、11番守川千穂委員、12番廣田幸徳委員にお願いします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**４．議　事**

**○議長（坂本照子君）**

それでは、議事に入ります。

議案第39号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**○事務局（山口儀一郎君）**

それでは、議案書の1ページをお開き下さい。

議案第39号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。

農地等の所有権の移転について、下記のとおり申請があったので、農地法第3条第1項の規定により許可したいから、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号71番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、平成31年2月に所有者が亡くなられましたが、相続人全員が相続放棄をされたため、申し立てにより議案書記載の譲渡人が相続財産の管理人に選任され、令和2年5月1日付けで家

庭裁判所から本案件が認められたため、今回の申請に至ったものでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調

査書は、1ページ記載のとおりです。議案書7ページをお願いします。

提案番号72番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、親子間による贈与でございます。調査書は、2ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号73番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。調査書は、3ページ記載のとおりです。議案書9ページをお願いします。

提案番号74番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書は、4ページ記載のとおりです。議案書11ページをお願いします。

提案番号75番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、山鹿市が定める別段面積1アール要件による取得でございまして、先月の第5回総会

において、「空き家に附属した農地」に指定された案件に係る申請でございます。

譲受理由は、申請地が空き家に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。

調査書は、5ページ記載のとおりです。議案書14ページをお願いします。

（提案番号76番、77番は申請取下げ）

提案番号78番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、令和2年2月に遺言者である所有者が亡くなられたため、遺言執行者による遺贈でご

ざいます。この遺贈につきましては、あまり事例がございませんので、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

遺言で自分の財産を他人に与えることを「遺贈」と言いまして、この遺贈にも2通りございます。1つ目は「包括遺贈」といいまして、財産の全部または一定の割合で指定することをいいます。例えば、財産の2分の1を長男、2分の1を次男といった感じになりまして、農地の取得につき

ましては、農業委員会の許可は不要でございます。

2つ目が「特定遺贈」といいまして、財産と受遺者を特定して遺贈することをいいます。

例えばＡの土地を長男、Ｂの土地を次男といった感じになります。

また、農地の取得につきましては、相続人（法定）への遺贈については農業委員会の許可は不要

ですが、相続人以外、第三者への遺贈については、農業委員会の許可が必要となります。

従いまして、本案件は、第三者への特定遺贈であり、農業委員会の許可が必要なため、今回、申

請をされるものでございます。

譲受理由は、遺贈でございます。調査書は、6ページ記載のとおりです。議案書16ページをお願いします。

提案番号79番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。調査書は、7ページ記載のとおりです。議案書17ページをお願いします。

提案番号80番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書は、8ページ記載のとおりです。

　以上8件でございます。

**○議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**○議長（坂本照子君）**

提案番号71番から74番を北部地区担当委員

**５番（廣松久喜君）**

提案番号71番から74番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**○議長（坂本照子君）**

提案番号75番と80番を南部地区担当委員

**１２番（廣田幸徳君）**

提案番号75番と80番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**○議長（坂本照子君）**

提案番号78番から79番を東部地区担当委員

**９番（栗原政数君）**

提案番号78番から79番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**○議長（坂本照子君）**

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願います。

(｢質疑なし｣の声あり。)

**○議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**○議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第40号、農地法第5条の規定による許可取消を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**○事務局（坂口美治君**）

議案書の18ページをお願します。

議案第40号、農地法第５条の規定による許可取消について、承認を求めるものでございます。

提案番号１番、土地の所在、譲受人の住所、氏名は、議案書記載のとおりでございます。

本案件は、平成30年8月6日付けで、賃貸借権設定により、中古車販売店を目的として許可したものです。

　取消理由につきましては、事業計画者の事業断念に伴い、令和２年３月３１日付けで、取り消し願いが提出されたものでございます。

次に、議案書の１９ページをお願いします。

提案番号２番、土地の所在、譲受人の住所、氏名は、議案書記載のとおりでございます。

本案件は、令和元年7月5日付けで、所有権移転により、宅地分譲地を目的として許可したものです。

　取消理由につきましては、事業計画者の事業断念に伴い、令和２年５月１５日付けで、取り消し願いが提出されたものでございます。

以上２件でございます。

**○議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願います。

**１３番（隈部誠一君）**

許可取り消し後の土地の利用はどうされるのですか。

**○事務局（坂口美治君**）

ただ今の隈部委員の質問にお答えします。

提案番号１番は、賃貸借権設定による中古車展示店の転用許可であったため、事業計画者の事業断念により、許可を取り消されるもので、現地を確認しましたが、いつでも耕作出来るような状態となっております。新たな転用計画があれば、新規の計画として申請してもらう事になります。

次に、提案番号２番については、所有権移転による宅地分譲での転用ですが、許可後に所有権移転登記はなされておらず、元の所有者のままの状態となっていました。現地を確認しましたが、いつでも耕作出来るような状態となっております。

**○議長（坂本照子君）**

隈部委員よろしいですか。

**１３番（隈部誠一君）**

了解しました。

**○議長（坂本照子君）**

他に質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**○議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第41号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

**○事務局（北原薫君）**

議案書の20ページをお願いします。

　議案第41号　農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

　農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものでございます。

提案番号10番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

　転用事業者は個人で、クヌギ50本を植林する案件です。

　次に、別紙2　現地写真・土地利用計画図の1ページから2ページをお願いします。

　1ページに現地の状況写真、2ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書10ページから11ページをお願いします。

10ページに立地基準を、11ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の21ページをお願いします。

提案番号11番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

　転用事業者は個人で、当人の営む事業のための資材置き場に転用する案件です。

　次に、別紙2　現地写真・土地利用計画図の3ページから4ページをお願いします。

　3ページに現地の状況写真、4ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書12ページから13ページをお願いします。

12ページに立地基準を、13ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、２件です。

　**○議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**○議長（坂本照子君）**

提案番号10番を北部地区担当委員

**２番（下田幸夫君）**

提案番号10番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**○議長（坂本照子君）**

提案番号11番を東部地区担当委員

**７番（米岡一利君）**

提案番号11番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**○議長（坂本照子君）**

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願います。

(｢質疑なし｣の声あり。)

**○議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**○議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、議案第41号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第42号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

**○事務局（北原薫君**）

　議案書の22ページをお願いします。

　議案第42号　農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

　農地法第5条第１項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものでございます。

提案番号31番から、議案書33ページの42番までについては、申請地が近接し、転用目的が同一であるため、一括して説明いたします。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書22ページから33ページに記載のとおりです。

　転用者は法人で、申請地の田、又は畑において、地上権の設定又は所有権の移転を行い、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2　現地写真・土地利用計画図の5ページから28ページまでに案件ごとの現地の状況写真及び土地利用計画図を掲載しております。

また、別紙2の巻末に各案件の31番から42番までの位置関係を示した航空写真を添付しております。

次に、調査書をお願いします。

　14ページから37ページまでに案件ごとの立地基準及び一般基準を記載しています。

　各案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の34ページをお願いします。

提案番号43番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田、458㎡に使用貸借権を設定し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙２現地写真・土地利用計画図の29ページから30ページをお願いします。

　29ページに現地の状況写真、30ページに土地利用計画図を掲載しております。

申請地はすでに駐車場として使用されていますので、始末書の提出をいただいております。

　次に、調査書38ページから39ページをお願いします。

38ページに立地基準を、39ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の35ページをお願いします。

提案番号44番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田、310㎡を取得し、採石場及び砂防施設として転用する案件です。

次に、別紙２現地写真・土地利用計画図の31ページから32ページをお願いします。

　31ページに現地の状況写真、32ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書40ページから41ページをお願いします。

40ページに立地基準を、41ページに一般基準を記載しています。

　本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の36ページをお願いします。

提案番号45番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、238㎡を取得し、農業用資材置き場として転用する案件です。

次に、別紙２現地写真・土地利用計画図の33ページから34ページをお願いします。

　33ページに現地の状況写真、34ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書42ページから43ページをお願いします。

42ページに立地基準を、43ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の37ページをお願いします。

提案番号46番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑532㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の35ページから36ページをお願いします。

　35ページに現地の状況写真、36ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書44ページから45ページをお願いします。

44ページに立地基準を、45ページに一般基準を記載しています。

　本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の38ページをお願いします。

提案番号47番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑2筆、1,355㎡及び山林1,000㎡を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の37ページから38ページをお願いします。

　37ページに現地の状況写真、38ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書46ページから47ページをお願いします。

46ページに立地基準を、47ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の39ページをお願いします。

提案番号48番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑2筆、3,168㎡を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の39ページから40ページをお願いします。

　39ページに現地の状況写真、40ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書48ページから49ページをお願いします。

48ページに立地基準を、49ページに一般基準を記載しています。

　本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の40ページをお願いします。

提案番号49番から、議案書43ページの52番までは、申請地が近接し、転用目的が同一であるため、一括して説明いたします。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書40ページから43ページまでの記載のとおりです。

　転用者は法人で、申請地の田を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。

　41ページから48ページまでに案件ごとの現地の状況写真及び土地利用計画図を掲載しております。

また、別紙2の巻末に提案番号49番、50番、51番の位置関係を示した航空写真を添付しております。

次に、調査書をお願いします。

　50ページから57ページまでに案件ごとの立地基準及び一般基準を記載しています。

　各案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の44ページをお願いします。

提案番号53番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、374㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙２現地写真・土地利用計画図の49ページから50ページをお願いします。

　49ページに現地の状況写真、50ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書58ページから59ページをお願いします。

58ページに立地基準を、59ページに一般基準を記載しています。

　本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の45ページをお願いします。

提案番号54番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑、774㎡に使用貸借権を設定し、建設資材置き場として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の51ページから52ページをお願いします。

　51ページに現地の状況写真、52ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書60ページから61ページをお願いします。

60ページに立地基準を、61ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の46ページをお願いします。

提案番号55番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、424㎡を取得し、駐車場として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の53ページから54ページをお願いします。

　53ページに現地の状況写真、54ページに土地利用計画図を掲載しております。

　次に、調査書62ページから63ページをお願いします。

62ページに立地基準を、63ページに一般基準を記載しています。

　本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

　以上、25件です。

**○議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**○議長（坂本照子君）**

提案番号31番から42番を北部地区担当委員

**６番（長曽我部徹君）**

提案番号31番から42番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**○議長（坂本照子君）**

提案番号43番から52番を南部地区担当委員

**１番（竹下輝明君）**

提案番号43番から52番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**○議長（坂本照子君）**

提案番号53番から55番を東部地区担当委員

**１１番（守川千穂君）**

提案番号53番から55番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**○議長（坂本照子君）**

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願います。

**○議長（坂本照子君）**

　提案番号51番の農地区分が２種農地となっておりますが、申請地の周囲にはこのような農地が多いのですか。

**○事務局（坂口美治君**）

　ただ今の、坂本会長の質問は、農地区分についてのお尋ねだと思いますが、当該申請地は、北側に県道及び南側の高速道路に挟まれた１０ha未満の区域の内にある農地で、農地区分は、第２種農地に該当すると判断しております。

**○議長（坂本照子君）**

　了解しました。

**○議長（坂本照子君）**

他に質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**○議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、議案第42号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第43号、農業経営基盤強化促進法の規定による、農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**○事務局（一法師進君**）

議案書47ページをお開き下さい。

議案第43号　農業経営基盤強化促進法の規定による利農用地の所有権移転でございます。

農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号26番から提案番号29番までについて**、**申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

　これらの案件につきましては、5月21日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、提案番号29番の調査書につきましては、65ページ記載のとおりです。

また今回の4件の申請については、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

**○議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願います。

(｢質疑なし｣の声あり。)

**○議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**○議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号、農業経営基盤強化促進法の規定による、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**○事務局（一法師進君**）

議案書53ページをお開き下さい。

議案第44号　農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

　農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。この案件は農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものでございます。

今回の利用権設定は、新規設定1件、その面積は3,543㎡でございます。

　提案番号35番、申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましは、「ニラ」を作付け予定でございます。

なお、本事業は、農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

**○議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願います。

(｢質疑なし｣の声あり。)

**○議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**○議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

**○事務局（一法師進君**）

議案書54ページをお開き下さい。

議案第45号　農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。

今回の利用権設定は、再設定が2件、新規設定が9件、合計11件でその面積は、23,650㎡ございます。議案書に基づきまして、農用地利用集積計画の内容を説明いたします。

54ページ提案番号127番から、128番までは期間満了による再設定のため、申請内容についての説明は省略させていただきます。

提案番号129番から56ページの提案番号137番までについて、申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりです。

作付けについては、「水稲」「飼料作物」等を作付け予定でございます。

　なお、只今説明しました申請に係る調査書は65ページから71ページ記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

**○議長（坂本照子君）**

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(｢質疑なし｣の声あり。)

**○議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**○議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第45号は、終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**４.報　告**

**○議長（坂本照子君）**

次に、報告第12号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

**○事務局（山口儀一郎君）**

議案書57ページをお願いします。

報告第12号、農地法第３条の３の規定による届出について報告いたします。

令和2年4月に届出がありました件数は10件、筆数の合計は69筆、面積の合計は61,116㎡でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

**○議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(｢質問なし｣の声あり。)

**○議長（坂本照子君）**

質問等がないようですので、報告第12号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和２年第６回総会を閉会いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

**６.閉　会**

**○副会長（隈部誠一君）**

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。｢礼｣

　以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長

１１番　農業委員

１２番　農業委員